

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
関西大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目群(32科目)、法律実務基礎科目群(10科目)、基礎法学・隣接科目群(9科目)、展開・先端科目群(39科目)をそれぞれ開講している。	法律基本科目群(32科目)、法律実務基礎科目群(10科目)、基礎法学・隣接科目群(10科目)、展開・先端科目群(40科目)をそれぞれ開講している。
	2-18 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第22条)。	他の大学において修得した単位については、「関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則」第12条及び第13条において、教育上有益と認めるときは、26単位を上限として認定することと定められており、法令上の基準を遵守した適切な設定がなされているものと認められる。	他の大学において修得した単位については、「関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則」第10条、第11条及び第12条において、教育上有益と認めるときは、37単位を上限として認定することと変更されているが、法令上の基準を遵守した適切な設定がなされているものと認められる。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員数は28名(研究者教員19名、実務家教員6名、みなし専任教員3名)である。	専任教員数は24名(研究者教員15名、実務家教員7名、みなし専任教員2名)である。
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。)	専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。	変更後においても、専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員数28名のうち25名(うち3名は、みなし専任教員)が教授である。	専任教員数24名のうち22名(うち1名は、みなし専任教員)が教授である。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員28名のうち9名が、5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。	専任教員24名のうち9名が、5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目への専任教員の配置は、憲法2名、行政法2名、民法4名、商法3名、民事訴訟法0名、刑法2名、刑事訴訟法2名となっている。	法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法2名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法2名となっている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の80%以上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の20%以上を、専任教員が担当している。	変更後においても、法律基本科目の80%以上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の20%以上を、専任教員が担当している。